

【研究報告】

合同運用金銭信託における書類閲覧請求権 について

弘 中 隆 史

目 次

1. はじめに
2. 合同運用金銭信託の特徴について
3. 信託法第40条第1項および第2項における閲覧対象について
4. 合同運用金銭信託における信託法第40条第2項に基づく書類閲覧請求権について
 - (1) 問題の所在
 - (2) 合同運用金銭信託における信託事務処理の監督について
 - (3) 合同運用金銭信託における書類閲覧請求権の取扱いについて
 - (4) 提言
5. おわりに

1. はじめに

信託法の規定によると、受託者は帳簿を備え信託財産ごとにその事務の処理および計算を明らかにすること(信託法第39条第1項)、受託者は信託引受の時および毎年一回一定の時期に信託財産ごとに財産目録を作ること(同法第39条第2項)が要求されている。また書類閲覧請求権について、利害関係人は何時でも第39条の帳簿や財産目録の閲覧を請求することができること(同法第40条第1項)、委託者、その相続人および受益者は信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求できること(同法第40条第2項)を規定している。⁽¹⁾

書類閲覧請求権は受託者が行う信託事務の監督制度の一端を担うものであり、特に信託法第40条第2項の書類閲覧請求権は、「受益者の監督機能における出発点をなすもので、これなくしては、一切の監督的・受益権擁護的権利は行使することはできない⁽²⁾」と考えられ、信託法体系において重要な位置を占める規定であるといわれる。

「監督的・受益権擁護的権利」の行使のための書類閲覧とは、まず受益者が書類閲覧によって信託事務の処理状況を把握し、それを踏まえて、信託財産の管理方法変更請求等の受託者に対する行為是正権を行使することが想定されている。信託財産に生じた損失は最終的に受益者が負うこととなるため、受益者に対して、信託財産に関する情報を得て必要な是正措置を講じる権利が信託法に認められていると考えられる。

個々の委託者の信託財産ごとに管理する信託（以下「個別信託」という）では、委託者ないし受益者が書類閲覧請求権の行使を通じて、受託者の信託事務処理の監督を行うことには格別の問題を生じないが、多数の委託者から引き受けた信託財産（金銭）⁽³⁾を合同して管理する信託（以下本稿では「合同運用金銭信託」という）において、個々の委託者ないし受益者が信託法が予定する方法で書類閲覧請求権を行使することについては難しい問題が存在する。すなわち、合同運用金銭信託では、同じ運用方法の信託財産を合同し、一つの運用団を組成して管理、運用しているため、個々の受益者ごとの信託財産の範囲が必ずしも明確ではないという問題である。仮に個々の受益者ごとの信託財産が特定されず、個々の信託財産の状況を示す書類も特定できないため、書類閲覧は認められないと考えるならば、信託事務処理について受益者が監督する機会が損なわれる。これに対して、仮に個々の受益者が閲覧できる書類の範囲を他人の信託財産に関する情報をも含む書類とするならば、書類閲覧に伴い、書類閲覧請求権の濫用、受託者の守秘義務違反となる惧れがある。

現状では、合同運用金銭信託において、受益者から書類閲覧の請求は稀である⁽⁴⁾といえるが、昨今の情報開示要請の機運の高まりを考えると、この問題の取扱いについての議論の整理が必要であると思われる。

合同運用金銭信託における書類閲覧請求権について

- (1) なお営業信託においては、信託業法第22条第7号および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下本稿では「兼営法」と略す）第10条第7号に、信託法第39条の書類設置義務に違反した受託者に対して行政罰を科す規定がおかれており、また信託業法第22条第8号および兼営法第10条第8号には、受託者が正当な理由がなく、信託法第40条の書類閲覧請求に応じない場合には受託者に行政罰を科す旨が規定されている。
- (2) 四宮和夫『信託法（新版）』227頁。
- (3) 本稿では実務における代表的なケースとして、合同運用金銭信託を採り上げることとする。
- (4) 信託法第40条第2項について争われた例としては、大判昭和21年10月25日判例総攬（追補）民事一卷205頁。

2. 合同運用金銭信託の特徴について

信託法第39条第1項は、帳簿を備え「各信託ニ付」事務処理および計算を明らかにすることを受託者に義務付けており、信託法第40条第1項および第2項は、受託者が「各信託」の事務処理過程で作成する書類について、受益者が閲覧を請求する権利について規定している。

これらの規定は、受託者が個々に設定された信託財産ごとに分別管理し、各信託財産を単位とした書類を作成することを前提としている。しかしながら合同運用金銭信託では、運用方法を同じくする個々の受益者ごとの信託財産が合同運用されるため、閲覧対象がどの範囲の書類を指すのかが明らかでない。そこで以下では、信託法の予定する書類閲覧の方法を合同運用金銭信託ではどのように適用されるべきかについて、合同運用金銭信託の特徴を明らかにしたうえで検討することとする。

合同運用金銭信託は、「受託者が引き受けた利殖目的の金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を定型的な信託契約に基づき合同して運用するもの」と定義することができる。⁽⁵⁾ 委託者は有利な運用を期待して信託財産の合同運用に合意する。すなわち多数の信託金を合同運用することで、個別に投資した場合では得られないメリット、具体的には投資規模の拡大によるコスト低減

や危険分散というメリットが得られる⁽⁶⁾。

合同運用金銭信託に関する法律関係を、信託の設定、運用、収益配当の3つの階段に分けてみると、①信託の設定段階では、個々の委託者ごとに信託契約が締結されるが、定型的な信託契約に基づき、同一の条件をもって締結され、この契約の中で運用方法が同じ信託金を合同運用する旨が規定されている。②信託財産の運用段階では、受託者は運用方法を同じくする信託財産をもって1つの合同運用団を組成して運用する。③各受益者への収益配当の段階では、合同運用団における最終的な損益が各受益者の元本と運用期間に応じて各受益者に按分して給付されることとなる⁽⁷⁾。

従って合同運用金銭信託では、契約締結後は個々の委託者に属する信託財産を単位とするのではなく、一体化した合同運用団を単位として、信託事務処理が行われることになると考えられる。

合同運用金銭信託における受益者の権利の面からみると、合同運用金銭信託において、一体化した合同運用団を単位として信託事務処理が行われるため、信託法に定める受益者の権利は合同運用団を単位として適用されると考えられる。具体的には、受益者の利益享受権は特定の財産に関する権利ではなく、合同運用団に対する割合的な権利であり、各受益者に帰属すべき元本および収益は特定の信託財産ではなく、計算上の金額として表される。また受益者の信託事務処理の監督権については、一体化した合同運用団を単位として、信託事務処理が行われるため、受益者の監督は合同運用団全体を対象として行われるべきものとみなされる。

こうした特徴に従うと、各信託財産ごとの書類を閲覧するという信託法が規定する方法は合同運用金銭信託においては修正される必要があると考えざるをえない。つまり受益者の書類閲覧請求権の行使対象は拡大されて他の受益者が出捐した信託財産と一体化された合同運用団全体に及ぶと考えられる⁽⁸⁾。

(5) 所得税法第2条第11号における「合同運用信託」の定義。

(6) 神田秀樹「日本の商事信託——序説」『現代企業立法の軌跡と展望（鴻先生古

合同運用金銭信託における書類閲覧請求権について

稀記念論文集)』584頁以下における商事信託の分類によると、信託銀行が取り扱う合同運用金銭信託は、「運用型」あるいは「預金型」に該当する。

(7) 松本崇「集団信託における信託法理論の展開——集団信託の概念および信託財産の構造を中心として——」『民法・信託法理論の展開（四宮和夫先生古稀記念論文集）』367頁以下。

(8) 信託財産の合同運用については、理論的には以下の3通りの考え方ができる。

①合同運用されている信託財産は個々の信託財産が同一の方針の下に管理処分されるにすぎない、②合同運用の合意によって全体として一個の信託財産が成立する、③個々の委託者の出捐によって信託財産が各々成立し、さらに合同運用の同意によってかかる信託財産が合同運用する信託財産に対して再投資される。本稿では、約款等における規定、実務の取扱いを反映する②の考え方に拠っている。

3. 信託法第40条第1項および第2項における閲覧対象について

受益者が合同運用団全体に関する書類の閲覧を請求できると考えたとき、信託法に基づいて、運用団に関するどのような書類の閲覧を請求できるかを検討する。

まず信託法が、受益者の閲覧対象としてどのような書類を予定しているかについて、改めて信託法の規定をみると、信託法第40条第1項では、帳簿、財産目録の閲覧請求権が規定され、第2項では信託事務の処理に関する書類の閲覧および説明の請求権を規定している。

このように、第40条第1項と第2項とでは、閲覧請求できる書類について、異なる表現をもって規定しているので、信託法が、両規定の閲覧対象である書類について、同じものを想定しているのか、それとも異なるものを想定しているのかが問題となる。⁽⁹⁾

この点について、裁判所が信託事務を監督する場合に受託者に提出を命じる書類について規定する非訟事件手続法第71条の3第1項では、「財産目録」「帳簿」⁽¹⁰⁾「信託事務に関する書類」この3つの書類をそれぞれ別個独立のものとして並列的に定めていることから、信託法第40条第1項と第2項とでは、閲覧できる書類が異なるものであると推測することができる。

更に第1項と第2項が規定する閲覧権者と閲覧書類の関係から考えると、閲覧権者については、第1項では委託者、受益者などの信託関係人以外の者を含む「利害関係人」と規定し、第2項は「委託者、その相続人及び受益者」というように信託財産と強い利害関係を有する者に限定して、規定している。このように閲覧権者が異なることから、閲覧書類も異なるのではないかと考えられる。

この点について、信託と同様に、株式会社において株主に対して複数の書類閲覧請求権が商法で定められているため、その規定を参考にして考えることとする。

商法をみると、第282条第2項で、株主および会社債権者に貸借対照表や損益計算書などの計算書類の閲覧請求権を規定し、第293条の6第2項で、発行済株式総数の100分の3以上の株式を保有する株主には、勘定元帳や仕訳帳などの帳簿書類の閲覧および謄写権を規定している。この2つの規定によると、株主および債権者はいずれも会社財産などに関する全体像の把握をすることができる。しかし株主はこれに続いて会社経理の詳細な調査を行うことができるのに対して、債権者は概要の閲覧に留まることとなる。

このような商法の段階的な規定は、会社⁽¹¹⁾の利害関係人にその利害関係の程度に応じた権利行使を認めるための規定であると解釈できる。信託においても、これと同様に、利害関係人には、信託法第40条第1項に基づく書類の閲覧を認めるに留まるのに対して、受益者には利害関係人の1人として、第40条第1項に基づいて書類を閲覧したうえで、さらに不明な点を明らかにするなどの理由で、第2項に基づく書類閲覧請求を行うというように、二段階の権利行使によって、信託事務の監督を行うことが認められていると考えることができる。

従って、信託法では、第40条第1項の「帳簿」「財産目録」と第2項の「信託事務処理に関する書類」とは、それぞれ異なる書類を想定しており、第2項の閲覧書類の方がより詳細なものを指すと考えることができる。さらにこの考え方に従って、第40条第1項と第2項の書類の内容を検討すると、第2項の閲覧対象は信託事務を監督するために必要となる書類、具体的には帳簿作成の基

合同運用金銭信託における書類閲覧請求権について

礎となる書類を指すと考えることができる。これに対して、第1項は、第2項をはじめとする権利行使の前段階にあると位置付けられるため、第1項に規定される「帳簿」「財産目録」は、信託事務処理を逐一記録する書類である必要がないと考えられる。

信託法第40条第1項に定める書類は、店頭での閲覧に適した信託事務の概要を知ることができる書類、具体的には各信託における資産および負債の残高表ならびに収支計算書などの受託者が作成した計算書類で足りると考えることができる。

こうした検討の結果から、合同運用金銭信託の受益者は、第1項に基づく閲覧書類として、合同運用団を単位とする信託財産及び信託事務処理の概要を示す書類を閲覧することができ、第2項に基づき、信託事務処理の詳細を明らかにする帳簿作成の基礎となる書類を閲覧できる、との結論が導かれる。

(9) 松本崇『特別法コンメンタール信託法』217頁において、信託法第40条第1項の「前条ノ書類」(帳簿および財産目録)と第2項の「信託事務ノ処理ニ関スル書類」は「同一に帰すると解」されている。第2項の信託事務処理に関する「説明」を重視して規定した結果であるとの解説あり。

(10) 「帳簿」については、具体的な名称あるいは作成様式、記載方式については規定がないが、「公正ナル会計慣行ヲ斟酌」(商法第32条第2項)すべきことから、信託会計の実状に則した運営となる。信託会計においても、株式会社会計と同様、仕訳帳や総勘定元帳からなる主要簿の他、特定取引を記録する補助簿を整備することとなる。信託会計については、西邑愛「信託会計の論理」信託102号60頁以下。

(11) 鈴木竹雄・竹内昭夫『会社法(新版)』357頁、西山芳喜「会計帳簿、書類閲覧請求権の要件」『会社判例百選(第五版)』162、163頁。

4. 合同運用金銭信託における信託法第40条第2項に基づく 書類閲覧請求権について

(1) 問題の所在

合同運用金銭信託における書類閲覧請求権の行使の対象は、各受益者の信託

金が属する合同運用団全体と考えることができ、そして閲覧書類についての検討をふまえると、受益者等は第40条第1項および第2項に基づく請求によって、合同運用団に関する詳細な書類を閲覧する権利を有することになる。しかしこうした前提に従って、個別信託と同様に書類閲覧請求権が合同運用金銭信託の受益者にも認められるとするならば、さまざまな問題（特により詳細な書類の閲覧が認められる信託法第40条第2項に基づく請求に伴う問題）が生じることが予想される。

問題点としては、第一に信託事務処理が渋滞することを挙げることができる。合同運用金銭信託は多数の受益者を擁しているため、受託者が合同運用団に関する広い範囲の書類の閲覧請求に応じることは、物理的に困難であるといえる。⁽¹²⁾ 数字をあげると、当社における貸付信託全体の契約数は900万件以上に及び、1ユニット平均の契約数は70万件を超える。仮に多数の受益者が、同時に書類の閲覧を請求してきた場合には受託者の事務が滞ることは想像に難くない。そして事務の渋滞は、合同運用団にかかるコストの増加につながるので、信託金を合同して運用することで、コストの低減を図るという合同運用の本来の目的が損なわれる結果となる。

第二に書類閲覧請求権の濫用的行使がなされることをあげることができる。⁽¹³⁾ これは多数の信託財産が合同運用されることと、書類の閲覧に伴う権利の濫用が生じることとの関連性から説明できる。合同運用金銭信託の受益者は、合同運用団全体に関する書類を閲覧する権利を有するので、いかなる受益者も膨大な量の情報を得ることができることになり、受益者は書類から得られた情報を、さまざまな目的で利用することができ、これを制限することは困難であるといえることができる。特に合同運用団の情報のように、他人の財産に関する情報を多く含むものについては、法の趣旨に反した利用がなされる危険があるという意味で、権利の濫用的行使が生じやすいと考えられる。

第三に書類閲覧を認めることにより、受託者の守秘義務違反が生じる惧れがあることがあげられる。⁽¹⁴⁾ 信託事務処理に関する書類に含まれる情報には、合同運用財産の貸出先あるいは多数の受益者のプライバシーに関わるものも含まれ

合同運用金銭信託における書類閲覧請求権について

るため、より詳細な書類を開示することによって、受託者の守秘義務に抵触する可能性がある。

(2) 合同運用金銭信託における信託事務処理の監督について

① 行政による信託事務処理の監督

信託法の書類閲覧請求権の規定は、合同運用金銭信託において、どのように運用することが望ましいかという問題を検討するにあたり、信託事務処理の監督制度全体における信託法上の書類閲覧請求権の位置付けを明らかにする必要がある。そこで受益者の書類閲覧請求権は、信託事務処理の監督、ひいては受益者保護のための制度の1つとして規定されているが、合同運用金銭信託の営業性や集団性といった特殊性を勘案した場合、信託法の規定をどのような形で適用されるべきであるかについて考察を加えることとする。

信託事務処理の監督制度は、受益者による監督の他に、民事信託における裁判所の監督、そして営業信託における行政の監督が定められているが、ここでは営業信託としての合同運用金銭信託における信託事務処理の監督を主な検討対象とする。その検討の順序として、はじめに行政による監督と受益者による監督との関係について民事信託の場合と比較しながら、その規定の特徴を明らかにし、次に行政と受益者という2つの監督制度のあり方について、株式会社における業務執行者の監督制度を参考にして検討することとする。

まず行政による監督の規定について、営業信託における信託事務処理の監督は、主務大臣はいつでも信託会社に対して業務の報告を求め、これに加えて業務および財産の状況についての検査ができること（信託業法第17条）、主務大臣⁽¹⁵⁾は信託会社の業務または財産の状況により必要と認めるときは業務の種類もしくは方法の変更または業務の停止を命じその他の必要な命令ができること（信託業法第18条）を規定している。そして信託業法第17条および第18条は兼営法第4条で準用されているので、信託業務を兼営する銀行に対しても、主務大臣による同様の監督が行われることになる。

この営業信託における行政と受益者の2つの監督制度の関係を検討するにあ

たり、まず営業信託との対比のために民事信託に関する規定をみることにする。民事信託における受益者などの利害関係人は、信託法第40条第1項および第2項の書類閲覧請求を行い、信託事務処理の状況如何によっては、さらに第40条第2項に基づき、裁判所に対して検査を請求できることになっている。したがって、民事信託における裁判所の検査権は、受益者などによる監督の延長線上にあると位置付けることができ、民事信託では、受益者による監督と裁判所による監督という2つの監督制度は相互に関連性があると考えられる。これに対して、営業信託における受益者と行政の2つの監督制度は信託法と信託業法とで別々に規定されており、同時並行的に機能しているといえることができる。

次に株式会社における業務執行監督制度を参考にして、営業信託である合同運用金銭信託における受益者と行政という2つの監督制度の関係を検討する。株式会社における監督制度を参考にする理由は、合同運用金銭信託と株式会社は、経済的機能や当事者の権利義務関係、あるいは財産出捐者の意識において、類似性があると考えられるためである。⁽¹⁶⁾

経済的機能については、財産の出捐者と管理権者が分裂しており、多数の者から拠出された財産を集めて管理運用する点が類似し、当事者の権利義務関係については、管理権者は信認関係に基づく義務、具体的には忠実義務や善管注意義務を負う点が類似している。また財産出捐者の意識については、自らが享ける経済的な利益の大小に関心が向けられる点でも、同様の意識を持っていると考えられる。

② 会社における業務執行者監督制度⁽¹⁷⁾

そこで株式会社における取締役の監督制度に関する規定をみると、大きく分けて、株式会社の機関である取締役会および監査役による監督と株主自身による監督とがある。

商法第260条第1項および第274条第1項で、取締役会と監査役は、それぞれ取締役の職務執行を監督する権限をもつ旨が規定されている。株主による取締役の監督是正権として、商法は、株主総会における議決権および発言権、取締役の行為差止請求権、株主代表訴訟を提起する権利を規定し、その前提として、

合同運用金銭信託における書類閲覧請求権について

株主の書類閲覧請求権を規定している（商法第283条第2項、第293条の6第1項、第294条第1項）。したがって株式会社には内部機関である取締役会および監査役による監督と、株主による監督の2つの制度があり、この2つの監督制度は直接的な関連性はなく、それぞれの制度が併存していると考えられる。また株式会社の内部機関である取締役会及び監査役による監督については特に制度は設けられていないのに対して、株主による監督是正権には、一定の制限が課されているということができ、株式会社には2つの系列による監督制度があり、両社は独立して、併存的に規定されており、この点は営業信託の場合と同様の構造であると考えられる。

ただし株式会社における取締役監督制度が、営業信託における受託者監督制度と相違する点として、株主による監督是正権について一定の制限を加えている点を挙げることができる。そこで、株主による監督是正権について一定の制限を加えている理由について検討を加えることとする。

株式会社において、多数に及ぶ株主は、所有と経営の分離により、経営への参画よりも会社からの利益享受に最も関心を持つと想定されている。そのような株主が、会社業務の監督に経常的に携わることは株式会社の運営に相応しいとはいえず、商法の規定は、多数の株主を擁する株式会社を合理的に機能させるために、監査役などが株主の利益保護を目的として、取締役の業務執行を監督する一方、株主の帳簿書類閲覧請求権などの強い監督権能については、一定の制限を課す規定がおかれているものと解される。

このような株式会社における考え方を参考にして、合同運用金銭信託における信託事務の監督制度がどのように考えられるか。合同運用金銭信託においては、受益者は運用の内容よりも期待する収益が得られるかどうかについて最も関心を寄せ、この点は株式会社の株主と同様の意識を有すると考えることができる。また合同運用金銭信託での行政による監督制度を、株式会社における監査役などによる監督制度と同様に、受益者の利益を保護するために監督機能を果たすものといえる。従って、合同運用金銭信託の運営を経済合理的に行うためには、行政による監督が原則的に働いていることから、受益者による監督に

については、一定の範囲に限定する取扱いが認められるのではないか。なぜならば、合同運用金銭信託では、信託業務に関する行政への業務報告書の提出が受託者に義務付けられ、加えて行政による検査権、業務停止命令権が規定されており、行政による業務執行全般に関する監督が機能するための制度が用意されていることから、受益者による監督は合理的な範囲で限定する解釈が認められるものとする。

(3) 合同運用金銭信託における書類閲覧請求権行使時の取扱いについて

① 閲覧対象の特定について

合同運用金銭信託において信託法第40条第2項の請求があった場合、受益者が必要とする書類以外の閲覧を認めることは妥当でないため、閲覧対象を特定する取扱いを行うことを考えられる。閲覧対象の特定の効果としては、第一に手続きを慎重にすること、第二に受益者の検索負担を軽減することがあげられる。具体的な方法としては、閲覧を請求する者に信託法第40条第2項に基づく閲覧を請求する理由の明示を書面で求め、その請求理由に合致する書類を閲覧に供する手続きが考えられる。⁽¹⁸⁾ 株式会社においても、書面による請求理由の明示について、その理由は具体性が必要であることが、平成2年11月8日最高裁において判示されている。⁽¹⁹⁾ そしてその具体性は、閲覧対象を特定できる程度であることが要求されている。従って株主の請求理由により、帳簿書類を特定するという運営が想定することができる。

② 権利濫用について

合同運用金銭信託の受益者が書類閲覧請求する際、本来の趣旨である信託事務の監督を目的としない権利行使、例えば対価を得て閲覧内容を公表する目的で書類の閲覧を請求する等の権利の濫用が生じる可能性がある。特に合同運用する場合、書類閲覧請求における権利濫用防止のために要件を明確にすることは、受益者の正当な権利を排除する内容でない限り合理性があると考えられる。

では権利濫用を防ぐ方策としてはどのような方法が考えられるか。⁽²⁰⁾ ここで株主による書類閲覧請求権の濫用という同様の問題を抱える株式会社における規

定を参考に検討する。

商法は、取締役が株主の書類閲覧請求を拒める場合を列挙している。具体的には、商法第293条の7、第1号で株主の権利に関する調査でない場合または株主共同の利益を害する目的である場合、第2号で会社と競合する者の請求がある場合、第3号で閲覧によって得た事実を利益を得て、他に通報する目的である場合、第4号で不適当な時期の請求である場合と定められている。

この商法の規定は、株主多数における権利濫用防止方法を具体的に示したものであり、民法第1条第3項に規定される権利の濫用の禁止という一般原則を具体化したものであるといえることができる。したがって受益者に書類閲覧する正当な理由がない場合、受託者は書類閲覧請求を拒めることは当然の結果であると考えられる。そして受益者に書類閲覧する正当な理由がない場合について以下のものも挙げることができる。

第一に受益者の権利に関する調査でない場合または合同運用団の受益者共同の利益を害する目的である場合、具体例としては合同運用団における運用方法を公表する目的で閲覧請求する場合。

第二に受託者と競合する者の請求がある場合、例えば信託財産を管理するノウハウを盗取する目的である場合。

第三に閲覧によって得た事実を利益を得て、他に通報する目的である場合。⁽²¹⁾

第四に不適当な時期の請求である場合、例えば営業時間外の請求である場合。

以上の場合には受益者の請求を拒むことができるものと考えられる。正当な理由の有無は主観的要素の判断となるが、その証明は困難であるため、受益者の利害状況、請求の態様等客観的な状況を考慮して、総合的に判断されることとなる。また請求理由の開示を受益者に求め、その妥当性を受託者が判断する手続きを考えることができる。

証明責任については、本来信託法が認める書類閲覧請求権を一般原則で制限することとなるため、株式会社同様に受益者が正当な理由を持たないことの証明責任は受託者が負うこととなると考える。

③ 守秘義務

書類閲覧に伴う受託者の守秘義務の問題について、合同運用金銭信託において、ある受益者が信託法第40条第2項の書類閲覧を請求した場合、他の受益者および合同運用団における貸出先に関する情報が含まれる書類も閲覧対象となるため、他の受益者、貸出先に対して受託者が負う守秘義務と、受益者等の書類閲覧請求権のいずれを優先するべきかという問題となる。受託者の守秘義務には、受益者への忠実義務に関わるものと信託財産の貸出先等の信用情報に関わるものがあるが、ここでは特に後者の守秘義務が問題となる。

受託者が貸出先等に対して守秘義務を負うのは、信用創出機関としての社会的責任に関わるものであるといえる。これは個別信託においても同様の問題が生じるが、特に合同運用金銭信託においては他人の財産と合算されているため、情報漏洩の弊害が生じる危険性が高い。

銀行においては、同様の問題につき銀行法第23条の規定を設け、銀行の株主に対して商法第293条の6の株主の帳簿書類閲覧請求権の規定が適用されない旨を定めている。銀行に関しては主務官庁の監督があることから、銀行株主の業務執行監督権よりも銀行の預金者および貸出先の情報秘匿を優先させ、銀行に⁽²³⁾ 厳重な守秘義務を負わせるものと解される。

合同運用金銭信託においても、受益者の信託事務の監督権と受託者の守秘義務のいずれを優先させるかが問題となるが、営業信託においては、銀行と同様に、行政による信託事務の監督があるため、守秘義務を優先する取扱いが認められると考える。具体的には受益者名および貸出先名が記載された書類の閲覧を拒むことができ、貸出先名に代えてその属性を明らかにする措置をとることなどが考えられる。

④ 特約について

合同運用金銭信託契約において、受益者等の書類閲覧請求権を制限する条項をおいた場合、その規定の有効性について検討を加える。

合同運用金銭信託特有の問題としては、当事者間の権利義務関係が定型的な信託契約（以下本稿では「約款」という）において予め書類閲覧請求権を制限す

る条項をおいた場合に、その条項が有効と解されるかという問題がある。⁽²⁴⁾約款は多数の顧客と取引を行うに際して利用される定型的な契約条件もしくは条件群を指すが、その規定内容の形成に取引の一方が関与していないことから、約款の有効性は、取引に入る者の利益を著しく損なう内容でないかという基準で解釈される。しかし著しく妥当でない限り原則的として約款の条項は有効であり、契約締結にあたり約款の条項について予め合意があったものとみなすことができる。したがって約款における書類閲覧請求権の制限の内容は、今までの解釈にかかわらず、原則的には有効であると考えられる。

特約による書類閲覧に関する規定として考えられるものとしては、第1に閲覧対象の制限、第2に閲覧資格の制限、第3に閲覧拒否事由の列挙、が挙げられる。

まず閲覧対象については、その信託目的に照らして制限した場合、利殖目的の信託であれば、合同運用団の貨幣的価値が維持されているかどうか、あるいは収益分配が適切に行われているかどうか、が重大関心事であるため、その閲覧対象を信託財産および収益の明細を示す書類に限定したとしても、受益者の利益を著しく損なうとは言えず、規定は有効であると考ええる。

次に閲覧資格の制限、例えば書類閲覧請求できる受益者を100万円以上の信託元本を有する受益者に制限することが考えられるが、仮令割合的な持分の受益者であっても、信託事務の監督是正権が認められていることから、制限は適当でない。

最後に閲覧拒否事由の列挙については、先ほどの解釈に従えば、正当な理由を有しない閲覧請求は一般原則により拒否できるので、不当な目的による請求を排除する内容である限り、規定は有効であると考ええる。

その他に、約款に書類閲覧請求権を行使する方法を指定する規定をおくことも考えられるが、正当な理由に基づく権利行使を妨げない限り、その規定は有効と解するべきであろう。例えば、受益者が書類閲覧請求する場合、まず信託法第40条第1項の閲覧を行ったうえで、特に閲覧を必要とする部分を明示したうえで、第40条第2項の書類閲覧請求を行うように段階的な方法を定めること

は有効であると考ええる。

(4) 提 言

最後に立法論として、三つの解決方法を検討することにする。

第一に、合同運用金銭信託においては行政による信託事務の監督と受益者による監督が規定されているため、両規定を調整する規定を設けることがあげられる。調整方法としては、通常業務については行政による監督に委ね、受益者による監督は一定要件を満たしたものに限定とすることとなる。

第二に、閲覧対象に限定が付されていないことが問題が生じる要因となりうるので、合同運用する場合の閲覧対象を特定することが考えられる。

第三に守秘義務違反を防ぐため、書類閲覧後の情報の取扱いについての規定を設けることが考えられる。書類閲覧による弊害は、閲覧によって得た情報が伝播することによりプライバシー侵害が生じるといえるので、書類を閲覧した者に守秘義務を課すことが有効である。株主の帳簿閲覧権に対する制限を設けず、帳簿閲覧した株主に守秘義務を課して、義務違反に対しては損害賠償責任を負わせる旨の規定が、昭和61年商法、有限会社法改正試案⁽²⁵⁾で盛り込まれた。この考え方を参考に合同運用金銭信託においても、特定の情報を得た者に守秘義務を課し、これに対して損害賠償責任を問うという形でプライバシー保護を図ることが考えられる。

外国の立法例としては、米国会社法において、株主の書類閲覧請求権行使において、書類の閲覧対象の特定を裁判所に委ねる手続きが規定されている例がある。規定内容は裁判所に対して株主の閲覧対象の範囲等を定める裁量を与えており、閲覧を行った株主に対しては裁判所が守秘義務を課すことができることとなっている。書類の閲覧対象の特定を迅速、公正に行うための合理的な規定⁽²⁶⁾の例であるといえる。

また合同運用金銭信託の経済的機能に着目して、その機能の違いによって閲覧対象、閲覧要件について異なる規定をおくことが考えられる。例えば現在合同運用金銭信託に元本補填契約が付与され、予定配当率が明示されているもの

合同運用金銭信託における書類閲覧請求権について

があり、これは元本償還および予定配当率どおりの配当が期待されるという意味で、経済的には銀行預金と同様の機能をもつといえる。加えて元本保証契約が付与された信託は、預金保険法第2条第4号により預金保険の対象となる「預金等」に含まれている。したがって元本補填契約が付与された合同運用金銭信託においては、受益者が自ら信託財産に関するリスクを負い、信託事務処理の監督を行うことを想定しているのではなく、元本補填契約、預金保険等により受益者の権利を補完することで預金同様の経済的機能を果たすことを目的としたものである。従って元本補填契約が付与され、予定配当率が明示された信託においては、実績配当型金銭信託と異なる書類閲覧請求権に関する規定をおくことが考えられる。

- (12) 小林慶吉「貸付信託こんなとき、どうする（その1）」信託復刊70号13頁。
- (13) 注（11）鈴木＝竹内356頁・西山162頁。
- (14) 信託における受託者の守秘義務については、木村高明「信託のディスクロージャーについて」信託法研究12号5頁以下。
- (15) 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、信託業法および兼営法における主務大臣について、大蔵大臣から内閣総理大臣に改められた。
- (16) 株式会社の経済的特色については、注（11）鈴木＝竹内29頁。
- (17) 岸田雅雄『会計会社法』27頁以下。
- (18) 鈴木武雄＝石井照久『改正株式会社法解説』28頁。株主は、閲覧理由に関連しない帳簿等の閲覧を請求できない。裁判の即判力および執行力という観点から閲覧対象の特定を求めるものは、仙台高判昭和49年2月18日高民集27巻1号34頁。なお民事訴訟における証拠収集については、改正民事訴訟法222条（文書の特定のための手続）等により整備がなされた。
- (19) 注（11）西山167頁。
- (20) 権利濫用となるケースの具体例は、実川正雄「少数株主権の濫用」『末川先生古稀記念（中）』157頁以下。
- (21) 名簿業者が利得目的で株主名簿の閲覧請求した判例としては、東京地判昭和62年7月14日判時1242号118頁。

- (22) 四宮和夫『信託の研究』225頁。受託者が信託財産に関する機密漏洩を禁じる旨が述べられている。忠実義務の観点から、信託財産に関わる情報によって、自己または第三者が利得することを禁じる。
- (23) 銀行の守秘義務については、河本一郎『銀行の秘密保持義務』銀行取引法講座〈上巻〉29頁以下、田中誠二『新版銀行取引法〈全訂版〉』38頁以下。英米における守秘義務については、植田淳『英米法における信認関係の法理』168頁以下。
- (24) 約款の内容規制については大塚龍児「約款の解釈方法」『民法の争点Ⅱ』90頁以下、石原全「普通取引約款の内容規制」『特別講義商法Ⅱ』53頁以下。
- (25) 昭和61年商法、有限会社法改正試案「四、計算・公開」の10b（会計帳簿等の閲覧謄写権）において、「株主、社員は、会計帳簿、書類の閲覧謄写により知った秘密を正当な理由なく漏らしたときは、それによって会社に生じた損害につき賠償の責めに任じる」。
- (26) 例えばアラウェア一般会社法220条(c)項。
- (27) 神田秀樹「会計帳簿等の閲覧謄写権」ジュリスト1027号24頁以下。

5. おわりに

本稿では、合同運用金銭信託において信託法第40条第2項の書類閲覧請求があった場合の問題点について、現行法の解釈および特約による解決を中心に検討したが、集団性のある信託についても同様の問題が生じうる。本稿での検討が問題解決にどれほど貢献するかは疑問だが、今後の議論の端緒となれば幸いである。

(安田信託銀行業務部開発企画室)